

総務・警察常任委員会及び
予算特別委員会総務・警察分科会
議事次第

令和7年12月11日（木）
午後1時30分～
於：第6委員会室

- 1 開会
- 2 報告事項
- 3 付託議案及び審査依頼議案（質疑終結まで）
- 4 閉会

令和7年12月府議会定例会

総務・警察常任委員会

報告事項

(知事直轄組織(知事室長))

- きょうと留学生オリエンテーションセンターの廃止について

(知事直轄組織(職員長))

- 旧御所西京都平安ホテル等に関するサウンディング型市場調査の結果について

(総務部)

- 京都府府税条例及び京都府公益認定等審議会条例一部改正について
- 京都府府税条例及び京都府行政手続条例一部改正について

(警察本部)

- 特殊詐欺対策について
- サイバー攻撃対策の推進について

きょうと留学生オリエンテーションセンターの廃止について

令和7年12月
国際課

平成26年に設置した「きょうと留学生オリエンテーションセンター（さつき寮、みづき寮）」については、全庁的な府有資産のあり方検討の中で、施設を廃止した上で、民間活用も含めた活用の方向性を検討することとなった旨、9月定例会で報告したところです。

その方向性を踏まえ、以下のとおり廃止に向けて進めてまいりますので、その概要を御報告します。

1 きょうと留学生オリエンテーションセンターをめぐる現状

- 事業開始以降、府内留学生は増加。また、府内各大学においては、自前の留学生宿舎の整備や、民間賃貸住宅の利用を進められるなど、留学生の住環境をめぐる環境は大幅に改善
- 開設当時と比較すると、現在の留学生数は大幅に増え、住環境の整備により留学生を誘致するという府の政策目的は一定程度達成
- 令和6年度包括外部監査においても、事業効果は限定的であり、事業の廃止を含めて検討すべきとの報告がなされたところ

2 廃止時期及び利活用の方向性

区分	廃止時期	利活用の方向性
さつき寮 (上京区、府庁西別館西隣)	令和8年3月末	民間活用も視野に、新たな利活用を検討
みづき寮 (左京区、近衛中学校東隣)	令和8年9月末	

3 今後のスケジュール

- ・令和8年2月定例会 さつき寮事業解約金：令和7年度補正予算要求
みづき寮事業解約金：令和8年度当初予算要求
- ・令和8年3月 さつき寮について、事業者と解約合意書を締結し運営を終了
- ・令和8年9月 みづき寮について、事業者と解約合意書を締結し運営を終了

旧 御所西京都平安ホテル等に関するサウンディング型市場調査の結果について

令和7年12月11日
知事直轄組織(職員長)

旧 御所西京都平安ホテル（地方職員共済組合所有）の土地・建物の取得の可否を検討するに当たり、隣接する府有地（旧 平安会館職員宿舎用地）との一体的な民間活用のニーズ等を把握するため、令和7年8月18日から10月22日までの間、サウンディング型市場調査を実施しましたところ、下記のとおり、21者から提案がありましたので、御報告いたします。

記

1 参加者

計21者（不動産業：9者、建設業：5者、ホテル業・サービス業・その他：7者）

2 提案の概要

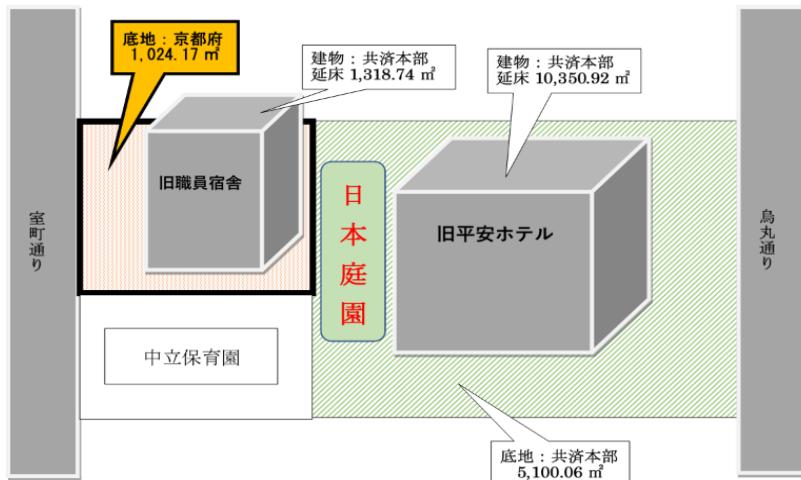
項目	提案
1 全体に関すること	<p><活用用途></p> <p>▶宿泊施設 ▶共同住宅 ▶飲食施設 ▶教育施設 等 既存建物については、「改修して活用」又は 「取壊しの上新築」とともに提案あり。</p> <p><借地期間></p> <p>▶定期借地権として30～80年間で設定</p>
2 日本庭園の活用に関すること	▶ いずれも維持・保全の上、一般公開やイベント等により、広く府民等に開かれた庭園として活用

※ 参加者のノウハウに配慮するため、京都府HPにおいて、上記概要のみを公表します。

3 今後の対応

今回の調査結果も踏まえ、引き続き「旧 御所西京都平安ホテル」の土地・建物の取得の可否について検討を進めてまいります。

＜参考＞「旧 御所西京都平安ホテル」及び「旧 平安会館宿舎用地」の概要



京都府府税条例及び京都府公益認定等審議会条例一部改正について

令和 7 年 12 月
総務部

「公益信託ニ関スル法律」（大正 11 年法律第 62 号）が全部改正され、公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 30 号）が令和 8 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、関係条例の改正を予定しておりますので、下記のとおり御報告します。

記

1 主な改正内容

公益信託制度の見直しにより、主務官庁による許可・監督制を廃止し、公益法人と共に行政庁が公益認定等委員会等の合議制の機関の意見に基づき、公益信託を認可するものとされたことに伴い、関係条例の規定を整備するもの

(1) 京都府府税条例（昭和 25 年京都府条例第 42 号）

個人府民税の寄附金税額控除の対象となる公益信託について、公益信託に関する法律の改正に伴い、引用法令等の改正を行うもの
(施行日：令和 9 年 1 月 1 日)

(2) 京都府公益認定等審議会条例（平成 20 年京都府条例第 2 号）

合議制機関の組織及び運営の基準に定められた委員の要件に合わせて、審議会条例第 3 条に規定する委員の要件についても、同様の改正を行うもの
(施行日：令和 8 年 4 月 1 日)

2 今後のスケジュール

令和 8 年 2 月 改正条例案上程（2 月定例会）

京都府府税条例及び京都府行政手続条例一部改正について

令和7年12月
総務部

民事訴訟における公示送達手続がデジタル化されたことを踏まえた地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）及びデジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）が施行されることに伴い、関係条例の改正を予定しておりますので、下記のとおり御報告します。

記

1 法改正の概要

地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する書類の送達に係る公示送達及び行政手続法（平成5年法律第88号）に規定する聴聞の通知等に係る公示送達について、次の①の措置を執るとともに、②又は③のいずれかの措置を執ることを必須とするもの

- ① 総務省令で定める方法（インターネットを利用する方法）により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くこと。【新】
- ② 公示事項が記載された書面を事務所の掲示場に掲示（従前どおり）
- ③ 公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したもののが閲覧をすることができる状態に置く措置を執ること。【新】

2 条例改正の概要

京都府府税条例（昭和25年京都府条例第42号）及び京都府行政手続条例（平成7年京都府条例第2号）の公示送達に係る規定において、1の法改正の内容に準じて、デジタル化に対応するための規定を整備するもの

3 施行日

民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和4年法律第48号）の施行日（施行日を定める政令は、未公布。遅くとも令和8年5月24日）と同時期

4 今後のスケジュール

- 令和8年2月 改正条例案上程（2月定例会）
令和8年5月～ 公示送達のデジタル化開始

常任委員会資料	特殊詐欺対策の推進について	令和7年12月11日
---------	---------------	------------

1 被害状況

	令和7年10月末	前年同期比
認知件数	212件	+52件 (+32.5%)
被害額	17億3,667万1,945円	+9億1,072万5,853円 (+110.3%)

2 「国際電話利用休止の普及促進に向けた緊急対策」の実施

(1) 概要

特殊詐欺の犯行に国際電話が悪用されている現状を踏まえ、京都府知事・警察本部長連名による緊急メッセージ「今、止める。サギ電話～国際電話利用休止作戦～」を発信した上、本年5月20日から10月20日までの間、オール京都で国際電話利用休止の普及促進に向けた緊急対策を実施したもの。



(2) 主な取組み

- ア 民生委員、介護職員等と連携した普及活動
- イ スーパー、役所、金融機関等における申込支援
- ウ ブースの設置
- エ 企業に赴いた社員を対象とした申込み支援活動

3 緊急対策実施結果

(1) 国際電話利用休止申込支援件数

期間	申込支援件数	1ヶ月平均
令和6年10月～令和7年5月19日	11,125件	1,462件
令和7年5月20日～10月20日	47,245件	9,389件

(2) 予兆電話認知件数（固定電話）

期間	認知件数	1ヶ月平均
令和7年1月～5月	2,248件	450件
令和7年6月～10月	1,797件	360件

京都府警察におけるサイバー攻撃対策について

令和7年12月

■ サイバーテロ対策連絡会等の枠組みを通じ、情報提供や注意喚起を行うほか、個別訪問による注意喚起、サイバー攻撃に関する講演、共同対処訓練等を実施し、被害未然防止とサイバー攻撃の実態解明に努めている。

サイバーテロ対策連絡会

平成22年、サイバーテロ等に関する情報共有等に資するため設立

現在、重要インフラ事業者等20事業者25部署が参画し、情報共有などを実施し連携を強化



連絡会総会の状況

個別訪問

重要インフラ事業者や先端技術保有事業者等に警察職員が個別に訪問し、最新の情勢やサイバーセキュリティ対策の実施状況について意見交換を実施



事業者との意見交換の状況

共同対処訓練

サイバー攻撃を受けたことを想定して、警察と重要インフラ事業者や先端技術保有事業者等が共同で対処要領を確認できる訓練を実施



共同対処訓練の状況

けいはんな経済安全保障センター

令和6年11月設立

サイバー攻撃対策課及び外事課員が常駐し、技術流出の未然防止等の経済安全保障対策を実施



開所式の状況

総務・警察常任委員会議案付託表

議案番号	件名
3	京都府手数料徴収条例一部改正の件
6	警察署の名称、位置および管轄区域に関する条例一部改正の件
13	京都府宇治警察署庁舎新築工事請負契約変更の件
18	当せん金付証票発売の件
29	京都府知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等一部改正の件

予算特別委員会総務・警察分科会
議案審査依頼表

議案番号	件名
1	令和7年度京都府一般会計補正予算（第5号）
19	令和7年度京都府一般会計補正予算（第6号）
20	令和7年度京都府収益事業特別会計補正予算（第1号）
21	令和7年度京都府地域開発事業特別会計補正予算（第1号）
22	令和7年度京都府港湾事業特別会計補正予算（第2号）
23	令和7年度京都府電気事業会計補正予算（第1号）
24	令和7年度京都府水道事業会計補正予算（第1号）
25	令和7年度京都府病院事業会計補正予算（第1号）
26	令和7年度京都府工業用水道事業会計補正予算（第1号）
27	令和7年度京都府流域下水道事業会計補正予算（第1号）
28	職員の給与等に関する条例等一部改正の件
30	令和7年度京都府一般会計補正予算（第7号）中 歳入全部 ただし、他の分科会に審査依頼する特定財源を除く。

令和 7 年 1 2 月 府議会定例会

付託議案・審査依頼議案

総務・警察常任委員会
予算特別委員会 総務・警察分科会

付託議案・審査依頼議案

(付託議案)	
第3号議案	京都府手数料徴収条例一部改正の件
第6号議案	警察署の名称、位置および管轄区域に関する条例一部改正の件
第13号議案	京都府宇治警察署舎新築工事請負契約変更の件
第18号議案	当せん金付証票発売の件
第29号議案	京都府知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等一部改正の件
(審査依頼議案)	
第1号議案	令和7年度京都府一般会計補正予算（第5号）
第19号議案	令和7年度京都府一般会計補正予算（第6号）
第20号議案	令和7年度京都府収益事業特別会計補正予算（第1号）
第21号議案	令和7年度京都府地域開発事業特別会計補正予算（第1号）
第22号議案	令和7年度京都府港湾事業特別会計補正予算（第2号）
第23号議案	令和7年度京都府電気事業会計補正予算（第1号）
第24号議案	令和7年度京都府水道事業会計補正予算（第1号）
第25号議案	令和7年度京都府病院事業会計補正予算（第1号）
第26号議案	令和7年度京都府工業用水道事業会計補正予算（第1号）
第27号議案	令和7年度京都府流域下水道事業会計補正予算（第1号）
第28号議案	職員の給与等に関する条例等一部改正の件
第30号議案	令和7年度京都府一般会計補正予算（第7号）、所管事項

令和7年12月
総務部
建設交通部

1 改正の理由

政治資金規正法の一部を改正する法律（令和6年法律第64号）による政党助成法（平成6年法律第5号）の一部改正及び老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第47号）によるマンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

2 条例改正の内容

（1）政党助成法第32条第5項の規定による都道府県提出文書の写しの交付に係る手数料を徴収することとした。（別表第2関係）

改正後（案）		現行	
根拠条例	手数料	根拠条例	実費
京都府手数料徴収条例	1枚10円	京都府情報公開条例	1枚10円

（2）マンションの再生等の円滑化に関する法律第163条の59第1項の規定によるマンションの高さ制限の緩和の特例に関する許可の申請に対する審査に係る手数料を徴収することとした。（別表第2関係）

改正後（案）		現行	
特例許可の内容	手数料	特例許可の内容	手数料
容積率、各部分の高さ	1件171,360円	容積率	1件171,360円

・その他、法の題名の変更及び法の条ずれに伴う改正あり

3 施行期日

令和8年1月1日。ただし、2の（2）については、令和8年4月1日

警察署の名称、位置および管轄区域に関する条例の一部改正について

1 改正の理由

令和8年春の京都府左京警察署の設置に伴い、警察署の名称、位置および管轄区域に関する条例（昭和35年京都府条例第16号）について、所要の改正を行うもの

2 改正の内容

- (1) 京都府川端警察署を廃止することとする。（別表関係）
- (2) 京都府下鴨警察署の名称を「京都府左京警察署」に改め、管轄区域を「京都市左京区」とすることとする。（別表関係）

現 行			改 正 案		
別表			別表		
警察署の名称	警察署の位置	警察署の管轄区域	警察署の名称	警察署の位置	警察署の管轄区域
京都府川端警察署	京都市左京区岡崎徳成町	京都市左京区のうち東門前町、北門前町、正往寺町、（以下略）	京都府上京警察署	京都市上京区御前通今小路下る馬喰町	京都市上京区
京都府上京警察署	京都市上京区御前通今小路下る馬喰町	京都市上京区			
京都府下鴨警察署	京都市左京区田中馬場町	京都市左京区（京都府川端警察署の管轄区域を除く。）	京都府左京警察署	京都市左京区田中馬場町	京都市左京区

3 施行期日

令和8年3月16日

京都府宇治警察署庁舎新築工事請負契約変更の件

区分	変更前	変更後
契約金額	3,831,268,100円	3,988,497,700円
契約期間	令和4年10月5日から 令和9年3月25日まで	令和4年10月5日から 令和9年11月30日まで

工事名	京都府宇治警察署庁舎新築工事（主体工事）
契約の相手方	京都市伏見区土橋町350番地 藤井・ミラノ・稻継特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社藤井組 代表取締役 藤井 和樹
契約の方法	地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定による一般競争入札
契約履行場所	宇治市宇治宇文字

第29号議案

京都府知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等一部改正の件

令和7年12月
知事直轄組織(職員長)

1 改正の趣旨

知事及び副知事の給与につきましては、京都府特別職報酬等審議会の答申等を踏まえて決定しているところですが、令和7年11月26日付けで同審議会から地域手当を廃止し、給料と一元化して支給するよう答申があったところです。また、この見直しに伴い退職手当が大幅に増額するがないよう、退職手当の算定に当たっては、給料の月額に現在行われている知事等のカット措置を適用する等の所要の措置を講じるよう意見が付されたことを踏まえ、知事及び副知事等の給与等について所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

(1) 知事及び副知事等の地域手当を廃止して給料と一元化 (第1条~第4条)

	改正前 (現行制度)			改正後 (一元化)
	給料月額	地域手当	給与月額	
知事	1,292,000	121,448	1,413,448	1,413,400
副知事	1,023,000	96,162	1,119,162	1,119,100
教育長	809,100	76,055	885,155	885,100
代表監査委員	688,200	64,690	752,890	752,800
人事委員会委員長	688,200	64,690	752,890	752,800

※ 常勤の人事委員会委員長は現時点での任命なし

(2) 知事、副知事及び教育長の退職手当に給与カット措置の効果を反映 (第1条・第2条)

(現行制度 (本則の給料月額を基礎額に算出))

	基礎給料月額	支給率	退職手当額 (A)	【参考】改正前 (B)	増減額 (A)-(B)
知事	1,413,400	62/100	42,062,784	38,449,920	+3,612,864
副知事	1,119,100	43/100	23,098,224	21,114,720	+1,983,504
教育長	885,100	18/100	5,735,448	5,242,968	+492,480



(改正案 (カット措置後の給料月額を基礎額に算出))

	基礎給料月額 (カット後)	支給率	退職手当額 (A')	【参考】改正前 (B')	増減額 (A')-(B')
知事	1,300,328	62/100	38,697,761	38,449,920	+247,841
副知事	1,074,336	43/100	22,174,295	21,114,720	+1,059,575
教育長	849,696	18/100	5,506,030	5,242,968	+263,062

- 常勤の代表監査委員及び常勤の人事委員会委員の退職手当については、一般職に適用される「職員の退職手当に関する条例」の規定が適用されるため、「管理職員等の給与の特例に関する条例」の改正により対応することとし、令和8年2月府議会定例会に改正条例案を上程予定

3 実施時期

令和8年4月1日

第1号議案 令和7年度京都府一般会計補正予算(第5号)

◇総務部所管予算の概要

<一般会計>

(単位:千円)

款	現計予算額	今回補正額	計
総務費	45,853,000	547,000	46,400,000
商工費	160,825,000	0	160,825,000
公債費	122,420,000	0	122,420,000
諸支出金	134,157,000	0	134,157,000
予備費	300,000	0	300,000
計	463,555,000	547,000	464,102,000

◇令和7年度12月補正予算(案)主要事項

<一般会計>

(単位:千円)

事項	予算額	財源内訳		事業の概要
		特定財源	一般財源	
知事選挙執行経費	534,000	0	534,000	知事選挙の投票や選挙啓発等に要する経費
府議会議員補欠選挙執行経費	13,000	0	13,000	府議会議員補欠選挙(右京区選挙区)の投票や選挙啓発等に要する経費

第 28 号議案

職員の給与等に関する条例等一部改正の件

令和 7 年 12 月
知事直轄組織(職員長)

1 改正の趣旨

令和 7 年 10 月 22 日付けで、職員の給与に関する人事委員会勧告が行われたこと並びに同年 6 月に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律(令和 7 年法律第 68 号)が公布されたこと及び義務教育費国庫負担金の算定方法の見直しがされたことを踏まえ、職員の給与等について所要の改定を行うもの。

2 一般職の職員の給与改定等の内容

(1) 給料表(第 1 条・第 4 条)

- ・給料表の給料月額を引上げ(行政職給料表平均 3.1%)
- ・教職調整額の支給対象とならない管理職(校長、副校長及び教頭)の給料月額を引上げ

(2) 教職調整額(第 1 条)

- ・教職調整額の支給割合を給料月額の 100 分の 4 から 100 分の 10 まで段階的引上げ

(3) 特地勤務手当(第 1 条)

- ・地域手当との併給調整を廃止

(4) 宿日直手当(第 1 条)

- ・上限額を引上げ(通常の宿日直 5,300 円 → 5,600 円、医師等の宿日直 21,000 円 → 22,500 円、その他特殊な宿日直 7,400 円 → 7,700 円)

(5) 医師の初任給調整手当(第 1 条)

- ・月額の上限額を引上げ(416,600 円 → 417,600 円)

(6) 期末・勤勉手当(第 1 条・第 4 条)

- ・定年前職員: +0.05 月、再任用職員: +0.025 月(期末手当のみ引上げ)

職員の区分		6 月			12 月			合計		
		期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
定年前職員 (一般職員)	改正前	1.25	1.05	2.30	1.25	1.05	2.30	2.50	2.10	4.60
	改正後	1.2625	1.0625	2.325	1.2625	1.0625	2.325	2.525	2.125	4.65
定年前職員 (特定管理職員)	改正前	1.05	1.25	2.30	1.05	1.25	2.30	2.10	2.50	4.60
	改正後	1.0625	1.2625	2.325	1.0625	1.2625	2.325	2.125	2.525	4.65
再任用職員 (一般職員)	改正前	0.70	0.5125	1.2125	0.70	0.5125	1.2125	1.40	1.025	2.425
	改正後	0.7125	0.5125	1.225	0.7125	0.5125	1.225	1.425	1.025	2.45
再任用職員 (特定管理職員)	改正前	0.60	0.6125	1.2125	0.60	0.6125	1.2125	1.20	1.225	2.425
	改正後	0.6125	0.6125	1.225	0.6125	0.6125	1.225	1.225	1.225	2.45

※ その他、任期付研究員、特定任期付職員等についても勧告に準じて改定

(7) 義務教育等教員特別手当(第 1 条)

- ・支給額は校務類型に応じ、その困難性を考慮して決定

(8) 地域手当（第1条・第2条）

- ・級地区分を5区分から3区分へ見直し、支給割合を段階的に引上げ

区分	支給地域	現行	R7.4.1(遡及)	R8.4.1	R9.4.1	制度完成
1級地	東京都特別区	17.4%	17.4%	20.0%	20.0%	20.0%
2級地	京都市	9.4%	9.4%	9.4%	9.4%	9.4%
3級地	宇治市、亀岡市、城陽市、 向日市、長岡京市、 八幡市、京田辺市、 大山崎町、久御山町	5.4%	7.0%	8.0%	8.0%	8.0%
4級地	木津川市、井手町、 宇治田原町、笠置町、 和束町、精華町、南山城村	4.4%	6.0%			
5級地	2級地から4級地まで 以外の府内の地域	3.2%	4.0%	7.0%	※規則で 定める率	

(9) 特殊勤務手当（第3条）

- ・非常災害等の緊急業務等に従事する職員の特殊勤務手当の日額単価引上げ（7,500円→8,000円）
- ・児童または生徒に対する緊急の補導業務の日額単価引上げ（3,750円→8,000円）
- ・多学年学級を担当する職員の特殊勤務手当を廃止

- 通勤手当の改正については、給与法の改正後、法令等を精査した上で令和8年2月府議会定例会に改正条例案の上程を予定

3 特別職の職員の給与改定の内容（第5条・第6条）

- ・期末手当を0.05月引上げ

職員の区分	6月			12月			合計			
	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	
知事・ 副知事等	改正前	1.725	—	1.725	1.725	—	1.725	3.45	—	3.45
	改正後	1.75	—	1.75	1.75	—	1.75	3.50	—	3.50
府議会議員	改正前	1.70	—	1.70	1.70	—	1.70	3.40	—	3.40
	改正後	1.725	—	1.725	1.725	—	1.725	3.45	—	3.45

4 実施時期

改正の項目	実施時期
給料表の改定（2の(1)）	
特地勤務手当の改定（2の(3)）	
宿日直手当の改定（2の(4)）	令和7年4月1日 (遡及適用)※1
医師の初任給調整手当（2の(5)）	
地域手当のうち支給割合の遡及改定（2の(8)）	
期末・勤勉手当の改定（2の(6)、3）	令和7年6月1日 (遡及適用)※2
教職調整額の対象とならない教員の給料の改定（2の(1)）	
教職調整額の改定（2の(2)）	
義務教育等教員特別手当（2の(7)）	令和8年1月1日
特殊勤務手当（2の(9)）	
地域手当のうち級地区分の見直し（2の(8)）	令和8年4月1日

※1 給料表に基づき報酬の格付けをされている会計年度任用職員についても遡及適用

※2 令和7年6月期・12月期に期末・勤勉手当を支給された会計年度任用職員についても遡及適用

令和7年度12月補正予算財源別概要

(一般会計)

(単位 百万円)

区分		現計予算額	12月補正予算額				合計	摘要
			(その1)	(その2)	(その3)	計		
歳出		1,038,363	547	6,873	35,228	42,648	1,081,011	
特定財源	国庫支出金	79,688	—	759	22,372	23,131	102,819	
	使用料・手数料	11,157	—	—	—	—	11,157	
	分担金・負担金	1,781	—	—	170	170	1,951	
	財産収入	1,955	—	—	—	—	1,955	
	寄附金	605	—	—	—	—	605	
	繰入金	29,958	—	—	—	—	29,958	
	諸収入	162,071	—	—	68	68	162,139	
	府債	62,782	—	—	12,330	12,330	75,112	
	計	349,997	—	759	34,940	35,699	385,696	
財源内訳	府税	297,000	—	—	—	—	297,000	
	地方消費税清算金	128,700	—	—	—	—	128,700	
	地方譲与税	54,276	—	—	—	—	54,276	
	地方特例交付金	1,077	—	—	—	—	1,077	
	地方交付税	188,000	547	5,100	—	5,647	193,647	
	交通安全対策特別交付金	400	—	—	—	—	400	
	基金繰入金	94	—	600	288	888	982	
	収益事業収入	2,900	—	—	—	—	2,900	
	繰越金	500	—	—	—	—	500	
	その他収入	9,419	—	414	—	414	9,833	
	府債(減収補填債)	6,000	—	—	—	—	6,000	
	計	688,366	547	6,114	288	6,949	695,315	

(特別会計・公営企業会計)

区分		現計予算額	12月補正予算額				計	摘要
			(その1)	(その2)	(その3)	計		
特別会計	地域開発事業	105	—	0	—	0	105	
	港湾事業	2,072	—	1	—	1	2,073	
	その他	531,079	—	—	—	—	531,079	
	計	533,256	—	1	—	1	533,257	
公営企業会計	電気事業	919	—	2	—	2	921	
	水道事業	10,689	—	13	109	122	10,811	
	病院事業	6,225	—	53	—	53	6,278	
	工業用水道事業	576	—	2	—	2	578	
	流域下水道事業	23,515	—	13	1,316	1,329	24,844	
	計	41,924	—	83	1,425	1,508	43,432	